５　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

⑵　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

［６～８　略］

９　法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和２年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十二　挿入］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第６号様式別表６記載要領

１　この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の２第１項第２号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

２　「（法第72条の２第１項第２号・３号・４号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第２号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表７記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

第六号様式別表八（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

５　租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項若しくは第８項（これらの規定を同条第19項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）若しくは第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第20項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）若しくは第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ若しくは第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

⑵　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第42条の12の５第３項第６号若しくは第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

［６～８　同左］

［新設］

［新設］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

第６号様式別表６記載要領

１　この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の２第１項第２号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

２　「（法第72条の２第１項第２号・３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第２号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表７記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表八（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］